

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 23 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 家 由 奈

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 6 月 13 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 6 月 20 日 午後 4 時 30 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 25 日 午前 10 時 00 分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 7 月 9 日 午後 1 時 30 分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 7 年 6 月 26 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 7 月 2 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 23 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 ※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までです。	



913

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	4,840,000 3,872,000		968,000	78,843	0
備考					

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 高松市錦町一丁目 2 6 9 番地 1

建物の名称 ファミール錦町

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 錦町一丁目 2 6 9 番 1 の 1 2 0 3

建物の名称 1 2 0 3 号

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 1 2 階部分 6 4 . 6 0 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 高松市錦町一丁目 2 6 9 番 1

地 目 宅地

地 積 1 4 7 5 . 5 4 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 5 3 1 6 4 0 分の 6 8 3 3



物 件 明 細 書

令和 7年 4月16日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 家 由 奈

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 高松市錦町一丁目 2 6 9 番地 1

建物の名称 ファミール錦町

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 錦町一丁目 2 6 9 番 1 の 1 2 0 3

建物の名称 1 2 0 3 号

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 1 2 階部分 6 4 . 6 0 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 高松市錦町一丁目 2 6 9 番 1

地 目 宅地

地 積 1 4 7 5 . 5 4 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 5 3 1 6 4 0 分の 6 8 3 3



令和7年(ケ)第5号
令和7年2月17日受理
令和7年3月10日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 竹 村 優 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 高松市錦町一丁目269番地1

建物の名称 ファミール錦町

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 錦町一丁目269番1の1203

建物の名称 1203号

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 12階部分 64.60平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 高松市錦町一丁目269番1

地 目 宅地

地 積 1475.54平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 531640分の6833

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	高松市錦町一丁目4番14-1203号	
建物	物件1	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
管理費等の状況	☒ 次のとおり 管理費 7,170円 修繕積立金 11,960円 自治会費 100円 水道料金 使用量に応じて	令和7年2月25日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある R6年12月分～R7年2月分 計 60,621円 (損害金968円を含む) ☐ 不明
管理費等照会先	岡山県岡山市北区下石井1-1-3 日本生命岡山第二ビル 三菱地所コミュニティ株式会社中国支店 岡山営業所 担当者 B	
その他の事項		
敷地権	符号1	
現況地目	☒ 宅地 (符号 1) ☐ 公衆用道路 (符号) ☐ (符号)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
敷地権の種類	☒ 所有権 (符号 1) ☐ 地上権 (符号) ☐ 賃借権 (符号) ☐ (符号)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
敷地権以外の土地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A (債務者兼所有者)	1 私は本件マンション（1203号室）の所有者です。現在私が1人で暮らしています。 2 私は体調がずっとよくないので、室内は片付けが全くできていない状態です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見



- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から2枚目記載のとおり認めた。
- 2 高松市役所での調査によると、本件物件1符号1土地は都市計画区域内の非線引区域に存在し、南側を幅員約7mの高松市道（建築基準法42条1項1号道路）に接道している。
- 3 物件1符号1土地の範囲は、現況上明らかである。14条I項地図及び地積測量図は存在している。
- 4 物件1マンション（1203号室）については、室内に動産類（ゴミ的な物も含まれる）が大量に存在している。床のゴミを含む動産類堆積のため、床及び壁の下部の状況は確認することはできなかった。また、壁には複数の損傷箇所が見受けられる。更に、LDK出入口ドアのガラス部分が損傷していることが見受けられる。加えて、トイレの便座が破損している。室内を通常の生活空間にリフォームする為には相当な費用が必要であることが窺われる。
- 5 本件マンション管理会社の担当者の陳述によると、「本件マンションの駐車場については、1戸に1台が確保されているという状況にはありません。現在は空き区画はありません。競売で買い受けられた方が、駐車場が必要な場合には、管理会社に駐車場利用申請を出していただいて空きが出るまでお待ちいただくことになります。駐車場料金は月額6,000円です。また、本件マンションはペット飼育不可となっています。詳細については、管理会社担当者までご照会いただければと思います。」とのことであった。

管理会社からの滞納管理費等に関する回答書には、管理費等の中に自治会費が含まれている。しかし、管理規約の第2節、第23、24条には、承継人に対して債権の行使ができるものの中に自治会費は含まれていない。このことから、本報告書の管理費等の滞納金の中には自治会費は含まずに記載している。ただ、買い受けられた方は、管理組合から自治会費を含めた滞納管理費等を請求される可能性のあることには留意する必要がある。

※ 上記、関係人の陳述及び関係資料等により2枚目記載のとおり報告する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年2月18日(火) 11:00-11:30	物件所在地	接道外観等調査 管理人から事情聴取
令和7年2月19日(水) 15:30-15:45	当庁 (F A X)	管理会社に管理費等照会
令和7年2月20日(木) 18:00-18:10	物件所在地	占有調査 通知文書差置
令和7年2月21日(金) 16:50-17:00	当庁 (電話)	所有者と立入期日調整
令和7年2月25日(火) 8:40-9:00	高松法務局	公図公簿等閲覧等調査
令和7年3月4日(火) 16:00-16:30	高松市役所	公法上の規制等調査
令和7年3月4日(火) 16:35-16:45	高松市番町一丁目 香川県広域水道企業団 高松事務所	上水関係調査
令和7年3月6日(木) 15:40-16:40	物件所在地	立入調査 (所有者立会) 評価人同行

(特記事項)

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人物内に立ち入った。

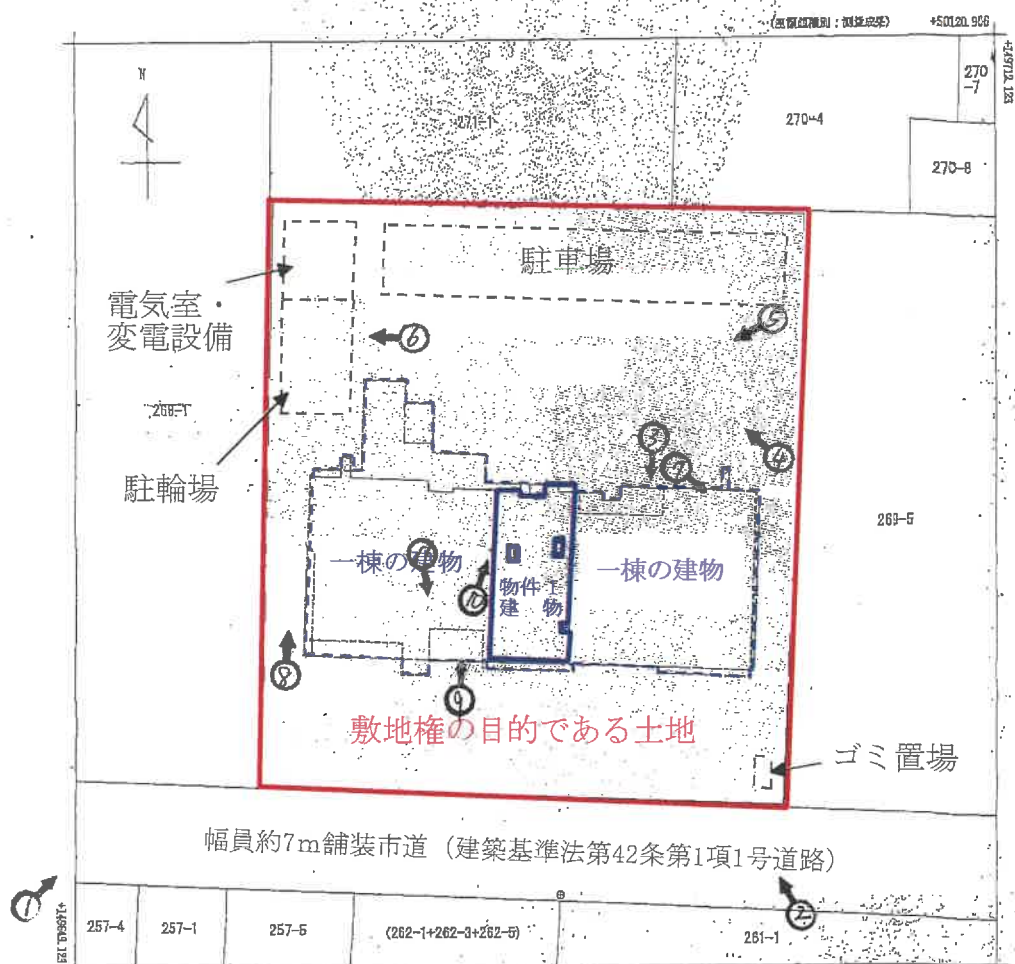
☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

土地建物位置関係図（概略）

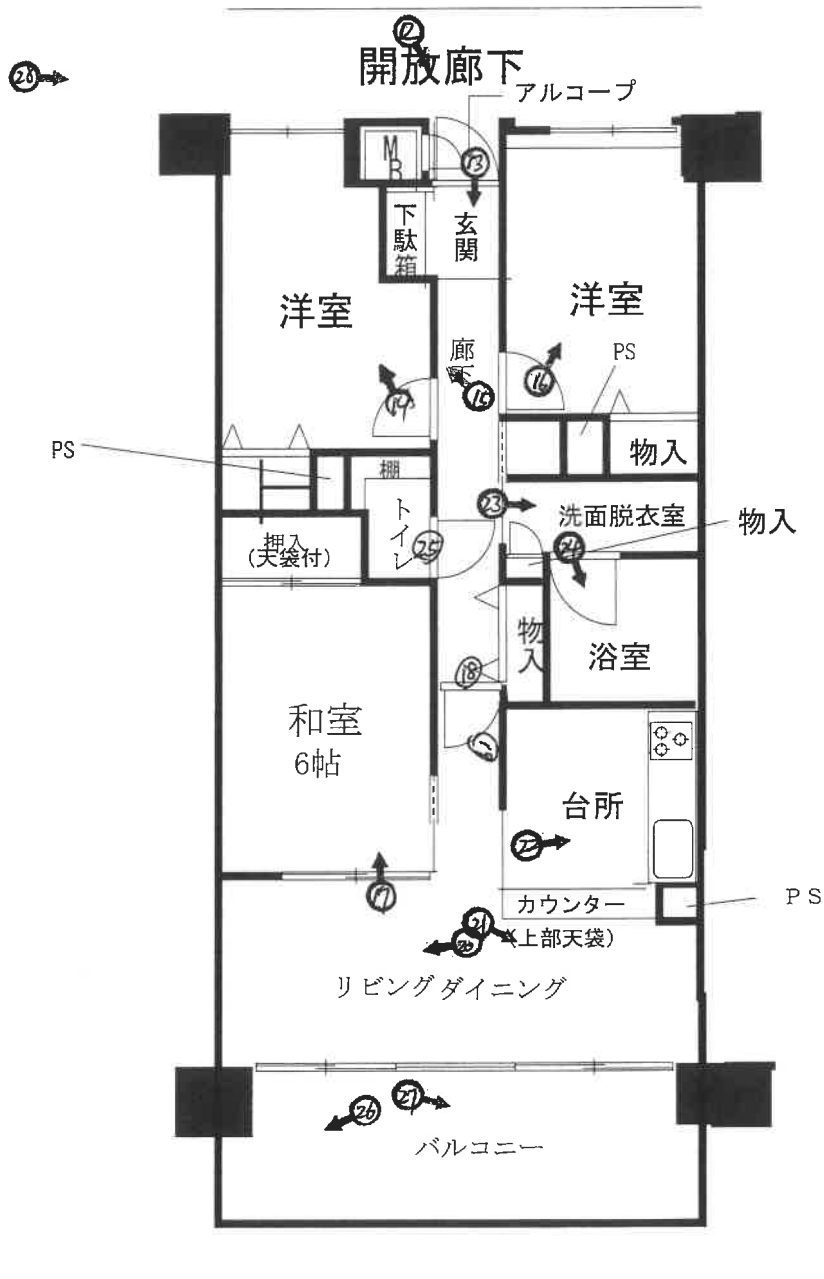
S≒1/500



※概測に基づく概略図であり、現況と相違する可能性があることに留意されたい。

（6 枚目）

写真撮影位置・方向



建物間取図（概略）

（注）概略図であり、現況と相違する場合がある。

（ 7 枚目）

←○
写真撮影位置・方向

1



受命物件（1203号室）の存在するマンションの状況

2



物件1 符号1 土地南側及び東側境界付近の状況

高松市道（建築基準法42条1項1号道路）

3



マンションの建物下の機械式駐車場の状況

4



マンション建物北側の機械式駐車場の状況

5



マンション建物北側の機械式駐車場の状況

6

貯水槽



貯水槽の状況

7



消火ポンプ室の出入口の状況

8



マンション建物西側の駐輪場の状況

9



マンションエントランスの状況

1 0



マンション玄関の状況

1 1



メールコーナーの状況

1 2



玄関外側の状況

1 3



玄関内の状況

1 4



北側西洋室の状況

1 5



玄関前廊下の壁の損傷状況

1 6



北側東洋室の状況

1 7



和室の状況

18



L D K出入口ドアのガラスの破損状況

19



L D K出入口付近の壁の損傷状況

20



LDの状況

21



LDの状況

2 2



キッチンの状況

2 3



洗面脱衣所の状況

2 4



浴室の状況

便座の破損

2 5



トイレの状況

2 6



ベランダの状況

2 7



ベランダの状況

28



マンション12階の受命物件（1203号）前の外廊下の状況

29



マンション12階の外階段の状況

令和 7 年 (ケ) 第 5 号
令和 7 年 3 月 6 日 現 地 調 査
令和 7 年 3 月 1 0 日 評 価

高松地方裁判所 御中



評 価 書

評価人 不動産鑑定士
富 永 和 志

第1 評価額

番 号	評 価 額
物件1	金 4,840,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者が内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	(一棟の建物の表示) 所 在 高松市錦町1丁目269番地1 建 物 の 名 称 ファミール錦町 (専有部分の建物の表示) 家 屋 番 号 錦町1丁目269番1の1203 建 物 の 名 称 1203号 種 類 居宅 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建 床 面 積 12階部分 64.60㎡ (敷地権の目的である土地の表示) 土 地 の 符 号 1 所在及び地番 高松市錦町1丁目269番1 地 目 宅地 地 積 1,475.54㎡ (敷地権の表示) 土 地 の 符 号 1 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 531640分の6833		同左
番号	特 記 事 項		
	特にない		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	J R 予讃線「高松」駅南西方約 3 5 0 m（直線距離） （別添位置図参照）	
付 近 の 状 況	当該地域は中高層の共同住宅、事務所等が混在する住宅地域である。地域要因に特別な変動要因がないため、当分の間現状を維持するものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引き都市計画区域 商業地域 指定建蔽率 8 0 % 指定容積率 4 0 0 % — —
画 地 条 件	規模：1, 4 7 5. 5 4 m ² 形状：ほぼ正方形地 間口：約 3 6 m 奥行：約 4 0. 5 m 地勢：平坦 敷地権割合：5 3 1 6 4 0 分の 6 8 3 3 接面状況：中間画地	
接面道路の状況	南側約 3 6 m が幅員約 7 m の舗装市道に、等高に接面する。 上記南側市道は、建築基準法第 4 2 条第 1 項 1 号道路である。	
土地の利用状況 及び隣地の状況 等	対象不動産の存するマンション（ファミリー錦町）の敷地として利用されている。敷地内には駐車場、駐輪場、ゴミ置場等がある。隣接地は、東側共同住宅、西側駐車場、北側事務所、南側道路を挟んで一般住宅、駐車場である。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 あり 下 水 道 あり	
特 記 事 項	①周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ②土壌汚染については登記簿、古地図による地歴調査、関係者への 聞取調査等によれば、土壌汚染の可能性は小さいと推定する。な お、土壌汚染の有無の詳細は専門機関による調査を要する。	

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	ファミール錦町
建物の用途	共同住宅（総戸数70戸、管理人室1室）
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載） 平成8年3月4日新築 経過年数 約29年 経済的残存耐用年数 約6年
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造15階建
仕 様	屋根：陸屋根 外壁：タイル貼ほか
設 備 等	エレベーター：1基（9名：600kg） 駐車場：敷地内（64台）敷地外（0台） 駐輪場、電気室、ゴミ置場等
建物の品等	使用資材：普通 施 工：普通
管理の形態等	管理組合：有 名称：ファミール錦町管理組合 管理方式：委託管理 管理会社：三菱地所コミュニティ株式会社 管理形態：管理人有、管理人室有 勤務形態：日勤（平日：午前9時～午後5時、土曜日：午前9時～12時）
管理の状況	普通
特記事項	①当該対象建物については、吹付けアスベスト等が使用されている可能性は低いが、アスベスト含有建材（成形板・仕上塗材等）が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関の分析調査を要する。 ②修繕積立金の総額は、56,356,989円（令和7年2月25日現在）である。 ③大規模修繕は、令和6年2月頃（外壁、屋根、バルコニー、開放廊下）行われた。

	④本件マンション管理会社の担当者の陳述によると、「本件マンションの駐車場については、1戸に1台が確保されているという状況にはありません。現在は空き区画はありません。競売で買い受けられた方が、駐車場が必要な場合には管理会社に駐車場の利用申請を出して頂いて空きが出るまでお待ち頂くことになります。駐車場料金は月額6,000円です。また本件マンションはペット飼育不可となっています。詳細については管理会社担当者まで照会をして下さい。」ということであった。なお、管理会社からの滞納管理費等に関する回答書には、管理費等の中に自治会費が含まれている。しかし、管理規約の第2節、第23、24条には、承継人に対して債権の行使ができるものの中に自治会費は含まれていない。このことから、本評価書の管理費等の滞納費の中には自治会費を含まずに記載している。ただ、買い受けられた方は、管理組合から自治会費を含めた滞納管理費等を請求される可能性があることには留意する必要がある。
--	--

(2) 専有部分の概要

構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建
位 置	1 2 階部分 (1 2 0 3 号室) 主要開口部の方位：南向き
床 面 積	6 4 . 6 0 m ² (登記面積)
間 取 り	3 L D K ※バルコニー 有
仕 様	天 井：ビニールクロスほか 床 : フローリング、畳ほか 内 壁：ビニールクロスほか 設 備：電気設備、給排水・衛生設備ほか
保 守 管 理 の 状 態	劣る
管 理 費 等	管理費：7, 1 7 0 円 (月額) 修繕積立金：1 1, 9 6 0 円 (月額) 占有部分水道料：使用量に応じて、変動 自治会費：1 0 0 円 (月額) 滞納額：6 0, 9 2 1 円 (損害金 9 6 8 円を含む) R 6 年 1 2 月分～R 7 年 2 月分(令和 7 年 2 月 2 5 日現在)
専 有 部 分 の 利 用 状 況 等	建物所有者が本建物を住居として使用している。
特 記 事 項	①対象建物については、室内に動産類（ゴミ的なもの含まれる）が大量に存在している。床の動産類堆積のため、床及び壁の下部の状況は確認することができなかった。また、壁には複数の損傷箇所が見受けられる。更に L D K 出入口ドアのガラス部分が損傷していることが見受けられる。加えて、トイレの便座が破損している。室内を通常的生活空間にリフォームするためには相当の費用が必要であることが窺われる。

第5 評価額算出の過程

建物価格に、敷地権価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、評価額を求めた。

1 建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡) ア	専有面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
280,000	64.60	0.16	2,894,000

千円未満四捨五入で計算

イ 専有面積：登記数量による。

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法（定額法）と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

経過年数約29年、経済的残存耐用年数約6年、残価率5%とした定額法と観察減価法（保守管理の状態 -25%）を採用して現価率0.16と査定した。

$$\text{現価率} = \left[0.05 + (1 - 0.05) \times \frac{6}{29+6} \right] \times (1 - 0.25) \approx 0.16$$

2 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
167,000	1.0	1,475.54	1.0	6833/531640	3,167,000

千円未満四捨五入で計算

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 高松-14

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$$162,000\text{円/㎡} \times 103/100 \times 100/100 \times 100/100 \approx 167,000\text{円/㎡}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：ない

◇地域格差：ない

イ 個別格差：ない

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態を考慮した。

オ 敷地権割合：権利態様（所有権、登記上の敷地権割合による）

3 評価額の判定

(1) 敷地権付建物価格

建物価格 (円)	敷地権価格 (円)	個 別 格 差 (階層・位置・ 品等程度)	敷地権付建物価格 (円)
ア	イ	ウ	(ア+イ) × ウ
2,894,000	3,167,000	1.03	6,243,000

千円未満四捨五入で計算

ウ 個別格差……階層別効用比 +3% (103%)

(2) 評価額

(1)で求めた価格に、競売市場性修正等を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価等を考慮して、評価額を求めた。

敷地権付建物価格 (円)	占有減 価修正	市場性 修 正	競売市 場修正	滞納管理 費等相当 額の減価	評 価 額 (円)
ア	イ	ウ	エ	オ	ア×イ×ウ×エ×オ
6,243,000	—	1.0	0.8	0.97	4,840,000

万円未満四捨五入で計算

イ 占有減価修正 : 必要なし

ウ 市場性修正 : なし

エ 競売市場修正 : 評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

オ 滞納管理費等相当額の減価: 滞納管理費等相当額を考慮した修正率

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（高松－14）

所 在：高松市錦町1丁目269番1「錦町1－4－14」
価 格：162,000円／㎡
位 置：JR予讃線「高松」駅の南西方道路距離約450mに位置する。
価 格 時 点：令和6年1月1日
地 積：1,475㎡
供給処理施設：水道、ガス、下水
接 面 街 路：南側7m市道に接面
用 途 指 定 等：非線引き都市計画区域、商業地域、（指定建蔽率80%、指定容積率400%）
地 域 の 概 要：中高層の共同住宅、事務所等が混在する住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1

土地	146,171,419円（全体）
家屋 269－1－1203	5,318,678円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 地図（不動産登記法第14条第1項）写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面写・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図（概略）
- 6 建物間取図（概略）

以 上



玉藻防波堤

3.7

高松港

県玉藻町駐車場

1.6

高松ヨットハーバー

市立市民プール

最寄り駅

フェリー乗り場

高松港旅客ターミナルビル
客船乗り場

2.0

高松漁港

玉藻町

高松築港駅

玉藻公園
(元高松城跡)

県立ミュージアム

地味不動産
本社

高松西社会保険事務所

高松市役所

高松市水道局

高松市消防局

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市立中央病院

高松市都市計画図

所在位置略図

271-1

270-4

2

対象不動産

269-1

269-5

道

257-5

(262-1+262-3+262-5)

261-1



1

250

地図 (不動産登記法 第14条第1項) 写

登記年月日：平成29年3月31日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(高松法務局備付)
令和7年1月7日 東京法務局中野田事務所

地積測量図

地番 269-1

土地の所在 高松市錦町一丁目

(地籍系：世界測地系 IV 系)
測量年月日 平成28年12月28日

座標求値表

地番	269-1	測点の種類	Xm	Ym	Xm+1 - Xm-1 Ym	距離
測点	2370	金属ワレット	149701.466	50071.501	886174.501895	7.77
	2372	金属ワレット	149702.255	50079.372	-34395.322284	19.74
	2375	金属ワレット	149700.788	50083.307	-43636.322137	9.99
	2300	金属ワレット	149700.424	50108.483	-205490.359237	40.70
	2335	金属ワレット	149699.760	50105.772	-198220.405064	35.98
	2384	金属ワレット	149681.252	50070.878	108352.501520	20.14
	2371	旗	149681.400	50071.259	2014086.322016	20.08
		面積		面積	-2951.083411	
		地積		地積	1475.5417055	
					1475.54	m ²

引張点表

測点名	測点の種類	文庫番	Y座標
引張点1	4級基準点(国)	149661887	50054.005
引張点2	4級基準点(国)	149651304	50093.325
引張点1から引張点2の距離	40.95		
換算点	引張点1を基準とし引張点2を換算点とする		
	角度	距離	面積
2300	98-24-38	49.37	
2370	56-35-19	51.83	
2384	8-41-12	21.15	
2385	148-33-45	15.48	

作業機関

計画機関

高松法務局
(地図作成作業)

縮尺 500

原図を70%に縮小
地積測量図写

請求番号：25-2

登記年月日：平成8年3月11日

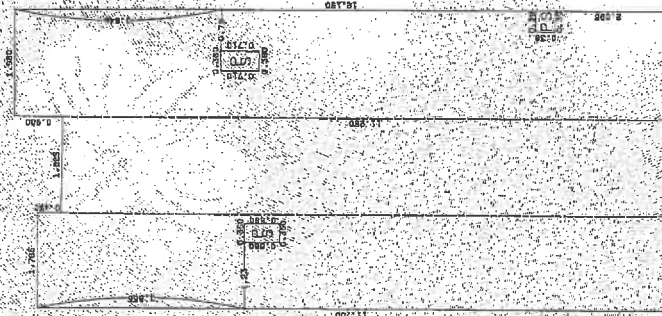
217812 各階平面図

建物図面図

家屋番号
269番1の1203

建物の所在
高松市端町一丁目269番地1

(建築凡書一四・三)



求積表

1. 敷地	1,705.00
2. 建物	1,170.00
3. 庭園	1,170.00
4. 道路	1,170.00
5. 公園	1,170.00
6. 河川	1,170.00
7. 農地	1,170.00
8. 雑種地	1,170.00
9. 未利用地	1,170.00
10. 合計	11,700.00

床面積 84.60 ㎡

凡書
P.S. バイパス

作製者

縮尺
1/100

申請人

縮尺

1/500

建物の面積は12.00㎡

平成 8 年 3 月 11 日

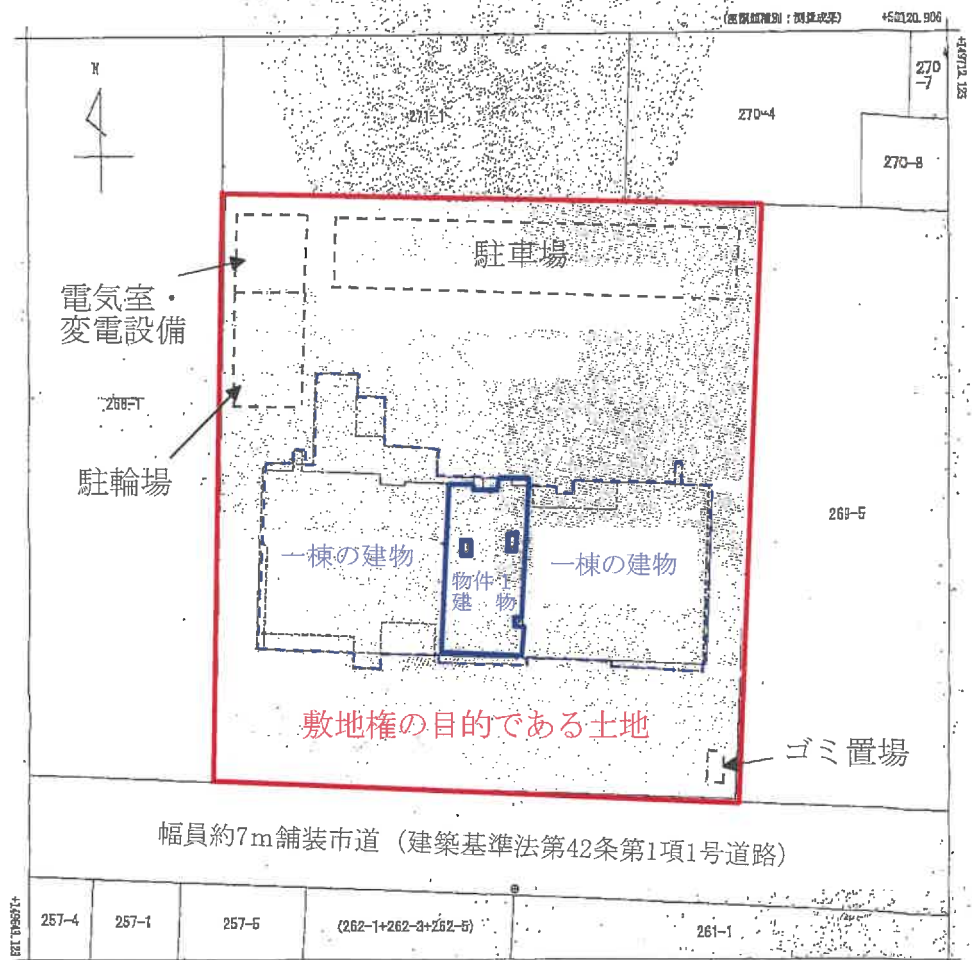
これは図面に記録されている内容を証明する図面である。
(高松法務局管轄)
令和 7 年 1 月 7 日
東京法務局中野出張所

原図を70%に縮小
建物図面写
各階平面図写

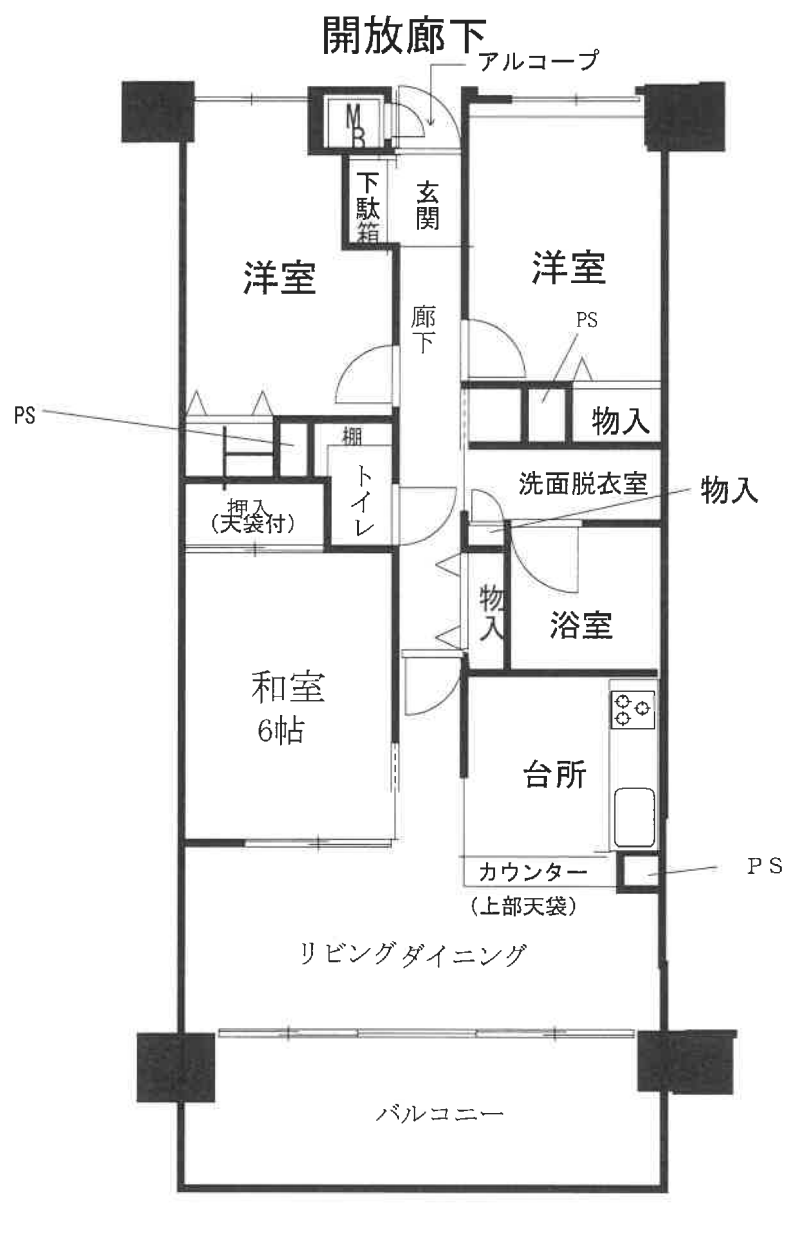
請求番号：25-3

土地建物位置関係図（概略）

S≒1/500



※概測に基づく概略図であり、現況と相違する可能性があることに留意されたい。



建物間取図（概略）

（注）概略図であり、現況と相違する場合がある。